

鳥取県結核定期健康診断費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県結核定期健康診断費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、定期の健康診断の実施を支援し、もって結核の罹患率の減少を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、法第60条の規定に基づき法第58条の3に掲げる費用を支弁する者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、法第60条に掲げる費用のうち、報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託金、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費（以下「補助対象経費」という。）の額（当該費用の総額から当該費用に係る定期の健康診断（以下「補助事業」という。）の実施に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、当該補助事業の実施内容に応じ次の表に定める額に当該検査等を受けた者の延べ人数を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額以下とする。

実 施 内 容		単 価
医療機関において行う検査	レンズカメラによる間接撮影	454円
	70ミリカメラによる間接撮影	478円
	100ミリカメラによる間接撮影	506円
	直接撮影	1,821円
	精密検査	8,020円（直接撮影省略にあつては、6,521円）

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、県が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更にする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1か月を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分期限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助事業により取得した財産の処分制限期間（昭和41年厚生省告示第350号）に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(適用区分)

第9条 本補助金は、毎年度4月1日から翌年3月31日までに実施される補助事業に適用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月19日から施行とし、平成12年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成13年11月5日から施行し、平成13年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月4日から施行し、平成15年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年９月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１１月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年６月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年６月４日から施行し、平成２１年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２２年７月３０日から施行し、平成２２年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２４年９月１８日から施行し、平成２４年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２５年３月１５日から施行し、平成２５年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１９日から施行し、平成２６年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２６年１１月２０日から施行し、平成２６年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月９日から施行し、平成２８年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、平成３０年９月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年３月２５日から施行する。ただし、第３条の２の表の改正に係る部分については、平成３１年４月１日から実施される補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和２年８月２７日から施行する。ただし、第３条の２の表の改正に係る部分については、令和２年４月１日から実施される補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１４日から施行する。ただし、第３条の２の表の改正に係る部分については、令和４年４月１日から実施される補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１８日から施行する。ただし、第３条の２の表の改正に係る部分については、令和７年４月１日から実施される補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和８年９月８日から施行する。ただし、第３条の２の表の改正に係る部分については、令和８年４月１日から実施される補助事業に適用する。